

実務的観点から研究

マンション 実務法学会 月1回定例会

マンション実務法学会 西天満ビルで毎月一回の定例会（事務局大阪市、理事長・倉田繁近畿大学法学部准教授）は十二月十六日、HS し、平成二十三年に同学会



が出版予定の本『法と実務の狭間で生じる問題解決に向けて』事例に見る法・規約の根拠と解釈』（仮称）の構成やテーマ案などについて話し合った。

同学会は、平成二十二年九月七日に設立。目的は、マンションに関する法律上の諸問題を実務的な観点から踏まえて理論的に研究すること、具体的には、管理組合運営の現場で区分所有法やマンション標準管理規約等で答えを導くのが難しい問題について、実務経験者が挙げた事例をもとに弁護士らが法的観点から検証し、互いに討議する。

設立前の準備団体として研究会を二月二十六日に発足して以降、同学会では総

会招集者として記載された理事長が理事長職を交代した場合の委任状の取り扱い、流会した総会をいつまでに開催する必要があるかなどを検証してきた。今後は本の出版に向けて、議事録以外の書類閲覧等の対応や、エレベーターの部品生産中止の対応等もメインの研究テーマにする予定だ。

会員は現在、倉田理事長に加え、弁護士四人、管理会社社員三人、エレベーター保守会社社員、一級建築士、コンサルタント各一人の合計十一人。事前に申し込めば、定例学会に管理組合役員や一般組合員もオブザーバーで参加可能だ。問い合わせは電子メールアドレス…info@sjcm1.ac